

公 告

平成 25 年 3 月 1 日

全日本理容師健康保険組合

理事長 橋本 仁



一般保険料率及び介護保険料率の変更について

標記の件について、平成 25 年 3 月 1 日から下記のとおり一般保険料率及び介護保険料率を変更するので、公告する。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 一般保険料率 | 100.00/1000 |
| (1) 事業主負担 | 50.00/1000 |
| (内訳) | |
| 基本保険料率： | (20.59/1000) |
| 特定保険料率： | (28.91/1000) |
| 調整保険料率： | (0.50/1000) |
| (2) 被保険者負担 | 50.00/1000 |
| (内訳) | |
| 基本保険料率： | (20.59/1000) |
| 特定保険料率： | (28.91/1000) |
| 調整保険料率： | (0.50/1000) |
| 2. 介護保険料率 | 15.50/1000 |
| (1) 事業主負担 | 7.75/1000 |
| (2) 被保険者負担 | 7.75/1000 |

ただし、任意継続被保険者については平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(参 考)

一般保険料率：介護保険料率を除く健康保険の料率のこと。

※一般保険料率の内訳は以下のとおり。

基本保険料率：保険給付費、保健事業費、事務費等の組合本来の支出に充てる保険料率

特定保険料率：高齢者医療等への支援金の支払に充てるための保険料率

調整保険料率：健保連が行う健保組合間の調整事業に充てる保険料率

以上